

大崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年4月1日

大崎市農業委員会

1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として明確に位置付けられた。このことから、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努め、また、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用しながら利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、法第7条第1項に基づき農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）が連携し、農地等の利用の最適化を一体的に進めるため、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針の策定は改正基盤法第5条第1項に規定する宮城県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する大崎市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（令和4年3月）に併せて、令和8年度までに目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとす。

2 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和4年3月)	18,400 ha	87.0 ha	0.47%
2年後の目標 (令和6年3月)	18,400 ha	79.0 ha	0.43%
目 標 (令和9年3月)	18,400 ha	67.0 ha	0.36%

※ 管内農地面積は、令和3年度の「耕地及び作付け面積統計」における耕地面積。遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した遊休農地面積。

遊休農地解消の目標は、令和12年度末までに50haまで減少するよう年間4.1ha減少と推計。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農業委員と推進委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、利用状況調査の時期にかかわらず、年間を通じて農地パトロールを日常的に実施し、遊休農地等の早期発見に努める。

イ 座談会等により地域農業者の声を聞き、農業関連団体等と連携を図ることで、遊休農地の発生防止・解消に努める。

ウ 相談活動や地域活動及び利用意向調査等の結果を受け、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整と農家の意向を踏まえた農地中間管理機構等への貸付け手続きなどを積極的に行う。

エ 利用状況調査の結果、再生利用が困難な荒廃農地については、状況に応じ速やかに非農地判断を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用の集積目標

	管内農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和4年3月)	18,400 ha	12,197 ha	66.3%
2年後の目標 (令和6年3月)	18,400 ha	13,167 ha	71.6%
目 標 (令和9年3月)	18,400 ha	14,621 ha	79.5%

※ 管内農地面積は、令和3年度の「耕地及び作付け面積統計」における耕地面積。

集積率は、宮城県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に準じ、令和12年度末までに90%を目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 農業委員会として、人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

イ 農地の出し手や受け手の要望を把握するための、アンケート等による意向調査を実施する。

ウ 関係機関等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地や経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地等を把握し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

エ 担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （農地取得面積）	新規参入者数（法人） （農地取得面積）
現 状 （令和4年3月）	11人 (11.9 ha)	1法人 (0.5 ha)
2年後の目標 （令和6年3月）	21人 (21.9 ha)	3法人 (2.5 ha)
目 標 （令和9年3月）	36人 (36.9 ha)	6法人 (5.5 ha)

※ 市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」では、青年等の個人においては年間5人、法人においては5年間で15法人としているが、法人については、過去実績より年間1法人となるよう推計。

なお、農地取得面積は過去集積実績から、1人(1法人)当たり1.0haと勘案。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 県、市、農協、地域農業者等と連携し、新規就農者を奨励するため制度周知や移住希望者への空き家バンクの紹介などの相談活動を行う。

イ 新規就農者の意向に沿った農地の出し手との調整や、農村地域への定着に向けた地域との調整を行う。

ウ 参入後の定着を図るための継続的な活動支援を行う。

エ 都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む）を把握し、必要に応じて現地見学等を実施する。

オ 市町村，農協等と連携し，農業委員や推進委員が新規就農フェア等に参加し，新規就農希望者の情報収集に努める。

カ 担い手が不足している地域では，企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから，農地中間管理機構も活用して企業の参入の推進を図る。

キ 農業委員及び推進委員は，新規参入者（個人，法人）の地域の受入条件の整備を図る。

（3）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は，新規参入者（個人，法人）の数により評価する。

単年度の評価については，「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

5 「地域計画」の目標を達成するための役割

大崎市において作成された「地域計画」に基づき，農地を効率的かつ総合的に利用していくため，大崎市農業委員会は次の役割を担っていく。

ア 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認

イ 農家への声掛け等による意向把握

ウ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング

エ 農地中間管理事業の活用の働きかけ

オ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力